

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識するとともに、激しく変化する経営環境に対応し、会社の抱える課題に迅速かつ的確に対応する体制を整備しております。

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と監査役3名で監査役会を構成しております。そのうち3名が独立社外監査役であり、取締役会における審議の内容、意思決定の適正性ならびに各取締役の業務執行状況に関して、公正・客観的な立場から監査・監督し、監視機能を果たしております。また、コンプライアンス体制につきましては、取締役及び従業員がとるべき行動規範を示した「企業倫理規程」を制定し、定期的にコンプライアンスセルフチェックを実施するなど全社的に法令遵守の徹底に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改定後のコードに基づき記載しております。

【補充原則1 - 2 株主総会関連の日程の適切な設定】

決算業務や株主総会招集通知の早期発送をはじめとする株主総会準備の迅速化と十分な議案審議時間の確保に配慮しつつ、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを念頭に、集中日と予想される日程を回避できるよう努めてまいります。

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使、招集通知の英訳】・【補充原則3 - 1 英語での情報の開示・提供】

当社では、株主総会における権利行使に係る環境整備の一環として、パソコンやスマートフォンによる議決権の電子行使を可能とする体制を整えております。招集通知ならびにその他情報の開示・提供における英訳につきましては、当社の株主構成における海外投資家の比率に応じてその必要性を判断することとし、現在その比率が僅少であることから実施しておりません。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、管理職等の中核人材の登用につきましては、性別、国籍、学歴、採用経緯に縛られることなく、能力、実績、見識等、総合的な観点に基づく適正な評価により登用する方針です。したがって多様性の確保についての測定可能な目標(人数・構成割合等)は定めておりません。また、中長期的な企業価値の向上を図るには、人材の育成は不可欠と認識し、すべての社員を対象に業務に関連する資格取得を奨励するなど、社員のスキル向上や能力を遺憾なく発揮できる職場環境の整備に努めてまいります。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組みの開示】・【補充原則4 - 2 サステナビリティの取組みについての基本方針策定】

当社は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応や法令遵守、地域コミュニティとの協働など財務的な活動以外の分野に対する取り組みや貢献も当社の持続的な発展には欠かせないものと認識しております。今後、サステナビリティ方針の作成やマテリアリティ(重要課題)の設定及びモニタリング、ならびにこれらの取組みの実効性をより高めるためのサステナビリティ委員会の設置等について検討してまいります。なお、人的資本や知的財産への投資等に関する具体的な情報につきましては開示しておりませんが、人材が組織の持続的成長や価値創造の担い手であると認識し、人材活用・育成費をコストとしてではなく、知識やスキル、能力(知的財産)を開発するための経営戦略上重要な資本政策の一環として位置付けてまいります。

【補充原則4 - 1 中期経営計画】

当社は現状、企業規模(売上高・当期利益・総資産・人員体制)が小さく、今後は規模の拡大を目指してあらゆる選択肢を視野に柔軟に施策を講じてまいります。したがって、数値目標を伴う中期経営計画につきましては、一定程度の企業規模の拡大が図られたのち、経営実態にふさわしいタイミングで、投資判断においてミスリードを招くことのない有効性のある中期経営計画を策定・公表していく方針です。

【補充原則4 - 1 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画(プランニング)の策定・運用】

現在、最高経営責任者(CEO)等の後継者育成に関する具体的な計画を策定しておりませんが、次世代の経営者育成に向けた社内教育の実施や外部研修等への参加等について積極的に取り組む方針です。具体的な後継者計画の策定・運用に関しましては、その要否を含め取締役会にて検討してまいります。なお、最高経営責任者等の選任にあたっては、高邁な人格や高い見識、豊富な経験を併せ持ち、経営戦略や経営意思決定の方向性を誤ることなくその職責を全うできる人材を指名・選任する方針としております。

【原則4 - 2 取締役会の役割・責務(2)】・【補充原則4 - 2 経営陣の報酬のインセンティブ付け、業績連動】

取締役会は、業務遂行の執行責任を負う経営幹部からの提案活動を、会社の持続的な成長や経営の活性化において不可欠なものと認識し、積極的に受け付けております。取締役及び監査役以外の者であっても、提案の内容説明や意見を徹するなどを目的に取締役会への出席を求め、経営幹部からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に努めております。また、当社は、業容拡大を目指し、あらゆる選択肢を視野に柔軟に施策を講じております。リスクを過度に恐れるあまり、近視眼的、保守的な目標の設定や、急成長を期待する過度なリスクテイクを増長しかねない業績連動報酬は現在導入しないこととしております。今後、企業規模(売上高・総資産)の拡大が図られ、当社経営実態にふさわしいタイミングで中期経営計画を策定し、あわせて中長期的な業績と連動する報酬制度の導入について検討してまいります。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

現在、独立社外取締役を1名選任しております。また、当社は迅速且つ柔軟な経営判断を行うために適した効率性重視の経営体制を敷いており、取締役の構成は当事業に精通した者を選任しておりますが、今後はコーポレートガバナンス体制の充実へ向けて、当社の事業特性や事業規

模ならびに効率的な経営と実効的な監督機能強化のバランスを勘案したうえで、独立社外取締役の増員について検討してまいります。

【補充原則4 - 8 独立社外者のみを構成員とする会合の定期開催】

現在、独立社外者のみを構成員とする会合は開催しておりません。今後はコーポレートガバナンス体制の充実に向けて、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべく、独立社外者のみを構成員とする会合の定期開催について検討してまいります。

【補充原則4 - 8 独立社外取締役と経営陣、監査役会との連携体制(互選による筆頭独立社外取締役の決定)】

現在、独立社外取締役の人数は1名であることから、互選による「筆頭独立社外取締役」の決定は行っておりません。今後、独立社外取締役が増員となった場合には筆頭独立社外取締役を選任するなど、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図ってまいります。

【補充原則4 - 8 独立社外取締役3分の1以上の選任、独立性を有する者で構成された特別委員会の設置】

当社は、支配株主を有する上場会社に該当致しますが、現在のところ取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を3分の1以上選任しておりません。また支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置しておりません。なお、少数株主保護の観点から必要な当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等につきましては、本報告書「5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」に記載しております。

【原則4 - 10 任意の仕組みの活用】・【補充原則4 - 10 指名委員会・報酬委員会の設置】

当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、企業経営に関する見識や専門性の高い見識を有する独立社外取締役1名及び独立社外監査役3名を選任しており、取締役の指名・報酬などの特に重要な事項の審議に際しては、取締役会に対して独立した立場から有益な助言・提言を得ております。したがって、現状においては任意の諮問委員会等の設置の必要性は乏しいと判断しておりますが、当社の事業特性や事業規模ならびに効率的な経営と実効的な監督機能の強化のバランスを勘案し、統治機能の充実を図るうえでどのような機関設計の構築が相応しいのか適宜慎重に検討してまいります。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役候補の指名方針等につきましては、本報告書の次項「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の原則3 - 1( )に記載のとおりであり、現状の企業規模、経営の効率性の面において当社取締役会は、各事業分野及び専門分野に精通したバランスのとれた構成であると考えております。なお、当社は事業展開を国内のみとしていることから、現時点では国際性のある取締役を選任する必要性は高くないと考えております。また、監査役候補の指名方針等につきましても同様に原則3 - 1( )に記載のとおりであります。現状、監査役会の構成員には金融機関出身者も含まれ、財務及び会計に関する十分な経験と相当の専門知識を有した者が選任されております。今後も取締役会は、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性の確保の重要性を認識しつつ、当社の事業特性や事業規模とのバランスを考慮し、適正規模を重視した構成を目指してまいります。

【補充原則4 - 11 スキル・マトリックス等の開示】

当社の取締役の人選に関しては、各事業分野における専門知識や実務経験を有する者や、財務、法務、労務などの専門知識を有する者を選任するなど、知識・経験・能力のバランスを確保するよう努めております。また、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化した、いわゆるスキル・マトリックスの開示につきましては、今後、株主総会招集通知において、取締役の選任理由と併せて記載することを検討してまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、前述の補充原則4 - 1 の説明のとおり、現在、中期経営計画を公表しておりませんが、資本政策の基本的な方針として、ROEを重要な経営指標と認識し、10%を目標値としております。内部留保資金につきましては、安定的な配当による株主還元を継続的に行うために備える一方、既存事業の拡大や新規事業への参入を目的としたM & A等による成長投資資金として有効に活用していくことを目的に蓄積を図る方針です。

【補充原則5 - 2 事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況】

当社は、前述の補充原則4 - 1、原則5 - 2の説明のとおり、中期経営計画や経営戦略等は公表しておりません。今後、経営戦略や中期経営計画を公表する際には、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況等も含め、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うよう努めてまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月の改定後のコードに基づき記載しております。

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式を、投資先企業との業務提携、取引関係の強化等の観点から、当社グループの中長期的な発展に資すると判断される場合に限定し保有します。また、取締役会において、純投資目的以外の目的である投資株式の保有や縮減の判断を行うにあたり、リターンと保有リスクを踏まえた中長期的な観点から検証を行い、保有の目的や合理性を確認しております。

なお、政策保有株式の議決権行使につきましては、原則として全ての議案に対して議決権を行使することとし、当該企業の経営状況、事業方針、戦略などを勘案し、議案ごとに企業価値または株主価値の向上に資するものかを検討のうえ賛否を判断いたします。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

関連当事者間との取引条件につきましては、一般的な市場価格や市場金利等を勘案して決定しております。また、関連当事者との取引が会社や株主共同の利益、少数株主の利益に相反することがないように、経営会議及び取締役会において適正に審議しております。役員等に対しては、毎年定期的に関連当事者取引に関する調査を実施し、取引の有無や取引の内容及びその適正性について検証しております。なお、支配株主との取引条件につきましては、本報告書「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載しております。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

本報告書の前項「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【補充原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金を運用していないため、企業年金のアセットオーナーに該当しておりません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

( )経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、「時代の変化に常に対応しながら、快適な都市環境・オフィス空間の提供をサポートし、持続可能な社会の実現に貢献する」を経営理念に掲げ、その実践を通じて、さまざまなサステナビリティを巡る課題について積極的に取り組み、企業価値の向上との両立を目指してまいります。経営方針や対処すべき課題等につきましては有価証券報告書に開示しております。また、決算短信において事業のセグメント別の実績ならびに業績見通しを公表しております。

( )コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針  
本報告書の「 . 1. 基本的な考え方」に記載しております。

( )経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の各取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会から委任された代表取締役社長であり、代表取締役社長は、株主総会で決定された報酬総額の限度内において、会社業績、職責、役位ならびに経営への貢献度等を総合的に勘案したうえで、個別の報酬額を決定しております。

( )経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選任にあたっては、優れた人格・識見を有し、これまでの当社の業績及び企業価値向上に対する貢献度や、企業経営に関する見識とリーダーシップを備えていること、または専門性の高い見識を有していることなどを勘案し、選定することとしております。監査役の選任にあたっては、取締役の業務執行を監査する立場に相応な豊富な経験または専門性の高い見識を有し、取締役会に対して独立した立場から有益な助言・提言ができることを重視し、選定しております。一方、取締役及び監査役の解任については、健康悪化により職務の執行に支障がある場合、重大な法令・定款違反や不適切な職務執行を行った場合、職務の能力を欠き著しく不適任である場合など、必要に応じて定款及び取締役会規程の定めにより取締役会にて解任の是非を審議し、解任する際は解任議案を株主総会に付議することとしております。代表取締役及び役付取締役の選解任は取締役会付議事項であり、取締役会規程の定めに従い決定しております。

( )経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明  
株主総会に諮る際の株主総会招集通知に取締役及び監査役の選任理由を個別に記載しております。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組みの開示】

本報告書の前項「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲、概要】

取締役会は、会社法などの法令や定款の定めにより、取締役会において決議することが定められている事項及び株主総会の決議により委任された事項のほか、経営の基本方針等重要事項に関する決議を行うとともに、取締役の職務の執行について監督しております。なお、取締役会で決議すべき具体的事項及び報告されるべき具体的事項については、当社取締役会規程に定めております。取締役会が決定する事項以外のその他主要な業務執行の意思決定については、代表取締役社長、業務執行取締役、各部門の担当部長に決裁権限が付与されており、その詳細は職務権限規程、経営会議規程、稟議規程その他の社内規程にその権限委譲の範囲を定めています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性に関しては、東京証券取引所の独立性基準に準拠した社外役員の独立性の判断基準を設け、これに基づき取締役会で審議し、独立社外取締役の候補者を選任することとしております。当該基準につきましては、本報告書「 . 1. 機構成・組織運営等に係る事項」の「独立役員関係」に記載しております。なお、独立役員候補は取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者とし、これらの基準・資格を充たす者については、本人の同意が得られない場合を除き、全て独立役員に指定する方針であります。

【補充原則4 - 10 指名委員会・報酬委員会の設置】

本報告書の前項「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【補充原則4 - 11 スキル・マトリックス等の開示】

本報告書の前項「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

常勤の取締役がその他の会社等の役員を兼務する場合は取締役会の決議事項となっており、また、非常勤の取締役がその他の会社等の役員を兼務する場合は取締役会の報告事項となっており、各取締役が当社において役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力が確保できるよう、兼任状況は適時に把握しております。なお、取締役及び監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、定期的に開示を行っております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性分析・評価】

取締役に対して、取締役会の構成・運営・課題・支える体制等についてアンケートを実施し、その結果と内容を分析・評価することにより、取締役会の実効性向上に向けた改善に取り組んでおります。なお、2021年3月期につきましては、取締役会の開催頻度、議案数、議案に関する説明や情報の質・量、審議時間などについては適切であり、総じて取締役会は十分に機能していることを確認いたしました。社外取締役の増員について検討を要する意見も示されたことから、この点につきまして対応策を講じてまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニング方針】

社外取締役・社外監査役を新たに当社に迎えるに際し、当社の歴史、経営方針、事業内容、財務情報、企業統治体制等について理解を深めるために社内研修及び当社事業のサービス等の現場視察を実施しております。また、業務執行を行う取締役に対しては、より高度なリーダーシップ力とマネジメント力を開発するために、外部機関による研修等を活用するなど、経営スキルの向上を図ってまいります。監査役に対しては、日本監査役協会の講演会・セミナーへの参加や異業種との意見交換会への参加を推奨し、業務及び会計に関する監査スキルの向上を図っております。会社は、上記の研修機会の提供、斡旋、それに要する費用ならびに係る参考図書を購入費等について支援・補助を行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主および投資家の皆様とのコミュニケーションの機会として、株主総会をはじめ、株主総会終了後の懇親会、個別ミーティング等を通じて、株主の皆様と意見交換の場を設けております。株主および投資家の皆様との対話につきましては、取締役管理部長が直接行きます。また、株主および投資家の皆様との対話内容は、適宜、取締役会にフィードバックを実施しております。なお、株主および投資家の皆様との対話に際しては、インサイダー情報の管理に留意しつつ適切に取り組んでいます。また、決算情報の漏洩を防止し、情報開示の公平性を確保するために、ディスクロージャーポリシーを作成しております。本報告書「 . 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 2. IRに関する活動状況」に記載しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森トラスト株式会社	574,600	53.38
光通信株式会社	46,100	4.28
楽天証券株式会社	31,100	2.89
株式会社日本カストディ銀行(金融信託課税口)	24,400	2.27
関谷 幸平	21,400	1.99
北愛知リース株式会社	21,000	1.95
株式会社SBI証券	17,300	1.61
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	16,400	1.52
五味 大輔	10,000	0.93
auカブコム証券株式会社	7,400	0.69

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	森トラスト株式会社、株式会社森トラスト・ホールディングス (非上場)

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引条件につきましては、一般的な市場価格や市場金利等を勘案して決定しております。  
また、支配株主等との間で少数株主の利益に相反する恐れのある取引を行う場合には、当社経営会議及び取締役会において適正に審議し、少数株主の保護に努めております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

森トラスト(株)及び(株)森トラスト・ホールディングスは、当社の議決権を53.52%(持株比率53.38%)を所有する親会社であり、当該議決権の行使を通じて、当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあります。

当社グループは、親会社である森トラスト(株)のグループ各社より、オフィスビルの内装工事受注、駐車場運営管理受託、ビル管理受託、損害保険契約等を請け負っており、安定的な収益を上げております。また、当社より(株)森トラスト・ホールディングスへ資金の貸付を行っております。

当社と親会社グループ各社との間の取引条件につきましては、一般的な市場価格や市場金利等を勘案し、交渉のうえ決定しております。今後の

取引におきましてもこの方針に変更はありません。

また、当社取締役1名が同社からの出向者であり、当社監査役1名が同社グループ企業の監査役を兼務しておりますが、経営上の意思決定において当社独自の経営判断を妨げるものではなく、親会社から一定の独立性が確保されていると認識しております。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
安達 智一	他の会社の出身者													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他



会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 和康		独立役員に選任。 社外監査役の阿部和康氏は、2011年6月まで当社の兄弟会社である森トラスト・ホテルズ&リゾート株式会社の代表取締役社長でありましたが、退任後10年経過しており、取引所規則に定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。	当社親会社である森トラスト株式会社のグループ各社において業務執行者及び役員としての経験を有しており、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に資すると判断し、社外監査役として選任しております。
福田 照幸		独立役員に選任	弁護士としての専門的見地を有しており、当社のコンプライアンス体制の構築・維持に資すると判断し、社外監査役に選任しております。また、当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
井上 善雄		独立役員に選任	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、当社取締役の意思決定の妥当性・適正性の確保に資すると判断し、社外監査役として選任しております。また、当社との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

【社外役員の独立性の判断基準について】

当社は、経営の透明性と客観性を確保し、中立的な経営監視機能を発揮するコーポレートガバナンス体制を構築することを目的に、社外役員の構成においては、必ず独立役員を確保する。

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、下記に定める社外役員の独立性判断基準項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

なお、この独立性判断基準は、会社法が規定する社外性の要件のほか、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を参考とする。

1. 当社および当社の子会社の業務執行者(注1)または過去10年間にわたり当社および当社の子会社の業務執行者であった者。
2. 当社の親会社の業務執行者(注1)又は業務執行者でない取締役。
3. 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る)。
4. 当社の兄弟会社の業務執行者(注1)。
5. 当社事業年度末において、自己または他人の名義をもって当社の総議決権10%以上の議決権を保有する者、またはその業務執行者。
6. 当社が総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者、またはその業務執行者。
7. 当社の主要な取引先(注2)またはその業務執行者。
8. 当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者。
9. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(

- 当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者)。
10. 当社の業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者。
  11. 最近において上記2から10までのいずれかに該当していた者(注4)。
  12. 上記1から11までのいずれかに該当する者が業務執行取締役、執行役、執行役員および部門責任者等の重要な業務を執行する使用人である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族。
  13. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者。

(注1)「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合、非業務執行取締役を含む。

(注2)「主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

当社グループが商品・サービス等を提供している取引先(販売先)であって、直近事業年度において当社の年間連結売上高の5%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社に行っている者。

当社グループに対して商品・サービス等を提供している取引先(仕入先)であって、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の5%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社から受けた者。

・にかかわらず、当社グループが借入れを行っている金融機関については、当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している者に限る。

(注3)「多額の金銭その他の財産」とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、直近事業年度において年間1千万円を超えるときをいい、専門的サービスを提供する者が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、直近事業年度において当該団体の連結売上高もしくは年間総収入額の2%または1千万円のいずれか高い方の額を超えるときをいう。

(注4)「最近において上記2から10までのいずれかに該当していた者」とは、実質的に現在2から10までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合をいい、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が当社取締役会で決定された時点において、2から10までのいずれかに該当していた者をいう。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、業容拡大を目指し、あらゆる選択肢を視野に柔軟に施策を講じております。リスクを過度に恐れるあまり、近視眼的、保守的な目標の設定や、急成長を期待する過度なリスクテイクを増長しかねない業績連動報酬は現在導入しないこととしております。今後、企業規模(売上高・総資産)の拡大が図られ、当社経営実態にふさわしいタイミングで中期経営計画を策定し、あわせて中長期的な業績と連動する報酬制度の導入について検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1億円以上の報酬を受領している取締役はおりません。また、1億円未満の報酬の個別開示についても予定はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 更新

あり

当社の各取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会から委任された代表取締役社長であり、代表取締役社長は、株主総会で決定された報酬総額の限度内において、会社業績、職責・役位ならびに経営への貢献度等を総合的に勘案したうえで、個別の報酬額を決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)をサポートする専任の担当者は置いておりませんが、管理部が常時サポートする体制を整えております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、迅速かつ正確な意思決定による経営を遂行するため、取締役会を毎月1回開催し、経営の基本方針及び法令で定められた事項や、その他経営に関する重要事項を決定しております。また、取締役・監査役に加え、各事業部門責任者が参加する経営会議を月1回開催し、重要な経営事項に関する協議を行い、多方面の情報と経営課題の共有化を図りつつ、業務を執行しております。

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と監査役3名で監査役会を構成しております。監査役3名が独立社外監査役であり、取締役の意思決定・業務執行について、公正・客観的な立場から監査・監督し、監視機能を果たしております。監査の独立性と中立性が確保され、経営に対する牽制機能を備えております。会計監査につきましては、清陽監査法人と監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に基づく監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、中市俊也及び石倉郁男の2名です。いずれも継続監査年数は、7年以下であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業特性及び会社規模等に鑑み、執行機能と監査・監督機能のバランスを効果的に発揮する観点から、現状のコーポレート・ガバナンス体制が当社にとって最適であると考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう、招集通知の早期発送および開示に努めています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
その他	株主総会終了後、懇親会を開催し、株主の皆様と意見交換の場を設けさせて頂いております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>【基本方針】 当社は、会社法、金融商品取引法、その他の関連法令および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下、「適時開示規則」）等の諸規則を順守し、適時適切かつ公平に情報を開示いたします。また、法令等に基づく開示事項以外の情報についても、当社が投資判断に影響を与える重要な情報であると判断したものについては、積極的に開示いたします。</p> <p>【情報開示の方法】 当社は、適時開示規則に該当する情報については、同規則に従い、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（以下、「TDnet」）にて開示いたします。また、情報開示の適時性・公平性の観点から、TDnetの公開が完了し、インサイダー取引規制上の公表措置が完了した後、当社ウェブサイトにおいても速やかに掲載いたします。なお、適時開示規則に該当しない情報についても、適切な方法により、できる限り当該情報が公正に伝達されるよう努めます。</p> <p>【沈黙期間】 当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、情報開示の公平性を確保するため、決算（四半期決算を含む）期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間として設定しております。この期間は、決算および業績の見通し等に関する問い合わせへの回答やコメントは差し控えることとしております。なお、この沈黙期間中に、業績予想を大きく外れる見込みが生じた場合には、適時開示規則に従い適切に開示いたします。</p> <p>【第三者への情報開示】 当社は、未公表の重要な情報を特定の者のみに開示することはいたしません。株主、機関投資家、アナリスト等との対話においても、既に公開された事実、周知の事実、あるいは一般的なビジネス環境など、公表された情報に限り言及いたします。なお、万一、未公表の重要な情報を、意図せず特定の者に伝達した場合には、法令の定めに従い、速やかに必要な措置を講じるものといたします。</p> <p>【第三者による情報】 当社は、第三者による当社に関するコメント、業績予想等については一切責任を負いません。</p> <p>【将来の見通しについて】 当社が情報開示する予想・見通しは、開示時点において入手可能な情報に基づく判断によるものであり、将来の計画数値、施策の実現を確約したり、保証したりするものではありません。今後の様々なリスクや不確定要素などの要因によって、実際の成果や業績は、予想・見通しとは差異が発生する可能性があります。</p>	有

IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、招集通知、各種適時開示資料等の掲載を行っております。
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関して管理部が担当しております。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重することにつき明記した、企業倫理規程を制定し遵守しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 取締役会を原則として毎月1回開催することのほか、必要に応じて臨時に開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の報告を受け、これを監督しております。
  - 内部監査部門としての社長直属の「内部統制監査室」を設け、コンプライアンス等の内部管理体制の適正性・有効性を検証し、重要な問題事項があれば、社長・取締役会へ適時に報告する体制を整備しております。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 

取締役の職務の執行に係る情報については、保存期間等の管理方法を定めた社内規程に基づき適切に保存・管理しております。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 当社グループの損失に結びつく社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順と主部署を定め、リスク発生を防ぐとともにリスク発生時の損害を最小限にとどめております。
  - 各取締役は、自らの分掌範囲について、責任を持ってリスク管理を行っております。また、重要なリスクについては、必要に応じて、全社横断的に総合的な対応を図っております。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 経営計画において、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・評価のマネジメントサイクルを展開しております。
  - 経営管理に関する社内規程を整備し、各職位の責任・権限や業務の基本的な枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行っております。
- 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 経営理念、行動規範の整備に加え、コンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底しております。
  - 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用しております。
  - 適法・適正な業務執行を確認するため、内部監査部門による監査を実施しております。
- 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 当社グループ会社に関する管理は、「関係会社管理規定」に基づき、計画立案から執行までを総括的に管理・統制するマネジメントサイクルを展開し、重要な事項については、取締役会に報告しております。
  - グループ共通のコンプライアンス等に関する方針のもと、その遵守徹底を図っております。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 

監査役の求めに応じ、内部監査部門に属する使用人を、随時、監査役の職務の補助に当たらせております。
- 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - 監査役を補助する使用人の職務執行については、監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令からの独立性を確保しております。
  - 監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重しております。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 

法令に定めるもののほか、重要会議への監査役の出席等により、重要な業務執行に関する事項について、監査役に報告しております。また、監査役から求められた場合、適切に報告しております。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 

取締役と監査役との定期的な意見交換の実施や内部監査部門と監査役の緊密な連携等により、監査の実効性を高めるための環境整備を行っております。
- 社外取締役・社外監査役との責任限定契約
 

当社は、社外取締役、社外監査役にふさわしい有能な人材の招聘を容易にし、また、その期待される役割を充分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は企業倫理規程において、当社の全役職員は社会の秩序と安全に脅威となる反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み経済的利益は供与しない旨を規定しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた取組については、法令及び企業倫理に則り対応することが重要であるとの認識に基づき、対応部署を管理部として関連情報の収集・管理に努めるとともに、反社会的勢力への対応マニュアルを制定し、業務運営の中で周知徹底を図っております。また、顧問弁護士や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に登録する等、外部専門機関との連携を強化することによって、必要情報の収集に努めております。

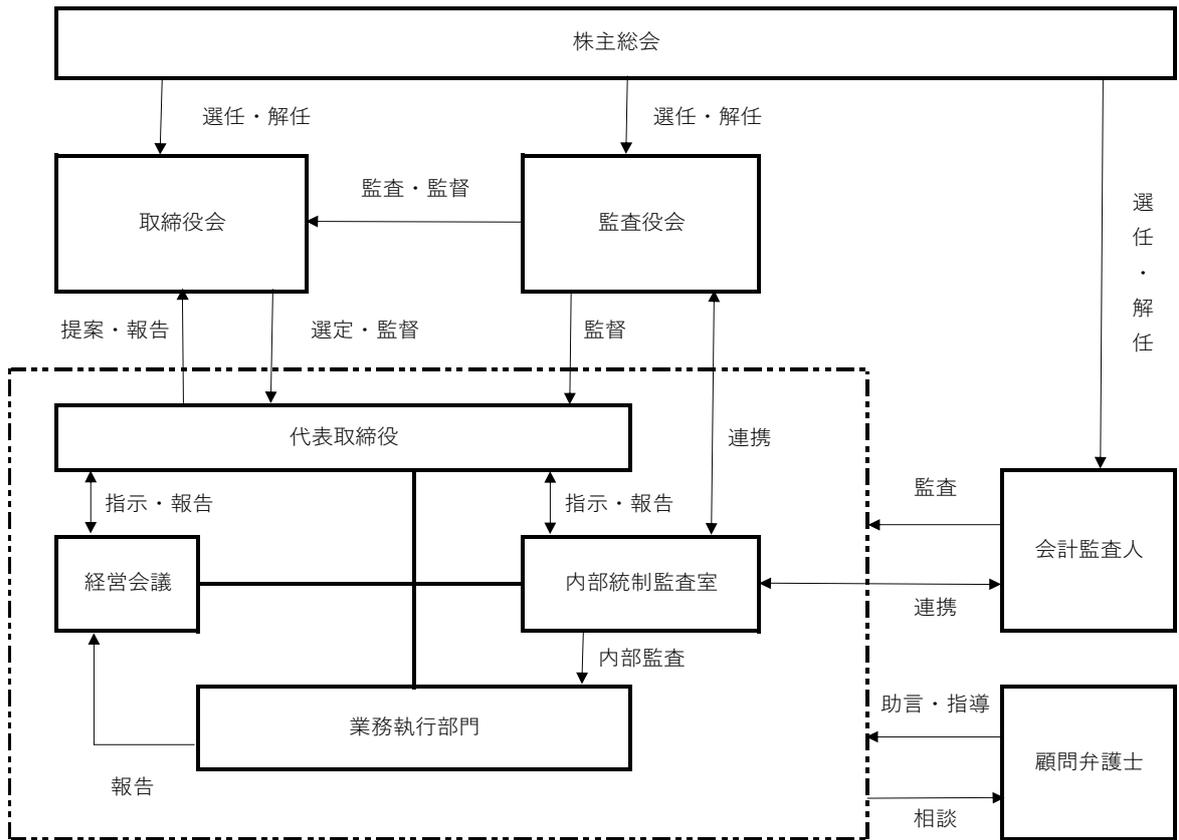
### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



**適時開示に係る社内体制**

